



県民交通災害共済の受付を開始しました

平成 29 年度の受付を開始しました。加入希望の方は、下記の申込書に記入の上、会費を添えて総務課へお申込みください。なお、見舞金の請求期間は、交通事故による災害を受けた日の翌日から起算して、2 年以内です。

会 費

(平成 29 年 9 月 30 日以降の加入申込者は半額)

◆一般

900 円

◆中学生以下

500 円

※平成 29 年 4 月 1 日現在で中学生以下の人

○申込み・問合せ 総務課 ☎23-2119

見舞金一覧

等級	災 害 区 分	見舞金額
1	死 亡	100万円
2	治療実日数 181 日以上の傷害	30万円
3	治療実日数 151 日以上の傷害	25万円
4	治療実日数 121 日以上の傷害	20万円
5	治療実日数 91 日以上の傷害	15万円
6	治療実日数 61 日以上の傷害	10万円
7	治療実日数 41 日以上の傷害	8万円
8	治療実日数 21 日以上の傷害	6万円
9	治療実日数 8 日以上の傷害	3万円
10	治療実日数 3 日以上の傷害	2万円
身障	身体障害者 1 級・2 級該当	50万円

※治療実日数とは、入院日数、実際に通院治療を受けた日数及び往診日数をいいます。
※共済見舞金は、その災害の等級(10 等級)に応じて給付しますが、上位の等級(死亡を含む)に移行したときは、給付すべき共済見舞金と既に内払いした共済見舞金との差額を請求により給付します。

平成27年度共済事業の状況

収入	加入者数	182,659 人
	会費収入額	148,330 千円
	繰入金	24,320 千円
支出	見舞金給付件数	1,666 件
	見舞金給付金額	156,860 千円
	印刷費・PR 費・事務費	15,790 千円

◎加入申込み方法及び共済期間

所定の申込書に記入のうえ、会費を添えて居住地の市役所・町村役場等に申し込んで下さい。団体で加入する方法もありますので、市役所・町村役場でご相談下さい。

平成29年度の加入受付は2月1日からとなります。

共済期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までです。

◎対象となる交通事故

共済期間中に日本国内の道路上等を運行中の自動車、バイク、自転車等の接触、衝突、転落、転覆などの事故にともなう人の死傷。

◎交通事故にあったら

交通事故にあったとき(自損事故も含む)は、すぐに警察署に届け出て、後日自動車安全運転センター所長発行の交通事故証明書を交付してもらえるようにして下さい。(センター所長発行の事故証明書がないと見舞金が制限されます。)

ただし、次の様な事故等の場合は、共済見舞金は給付できません。

●共済見舞金の全部

- ①会員若しくは見舞金受取人の故意による事故。
- ②会員が無免許、酒気帯び運転中生じた事故、又はその事実を承知で同乗していた事故。
- ③地震・洪水・暴風・その他の天災によって生じた事故。

●共済見舞金の全部又は一部

- ①正当な理由なく医師の指示に従わなかったとき。
- ②会員又は見舞金受取人の重大な過失による事故。
- ③その他法令に違反し組合長が不適当と認める事故。

加入については、二重加入はできません。

切り取り線 ✂

県民交通災害共済加入申込書

●世帯主氏名

●住所

申込者氏名／生年月日

会 費

円

明・大・昭・平 年 月 日生

円

明・大・昭・平 年 月 日生

円

明・大・昭・平 年 月 日生

円

明・大・昭・平 年 月 日生

円

明・大・昭・平 年 月 日生

円

明・大・昭・平 年 月 日生

円

明・大・昭・平 年 月 日生

円

明・大・昭・平 年 月 日生

一 般

中学生以下

合 計

人

人

人

合計金額

円

受益者負担金の説明会を開催します

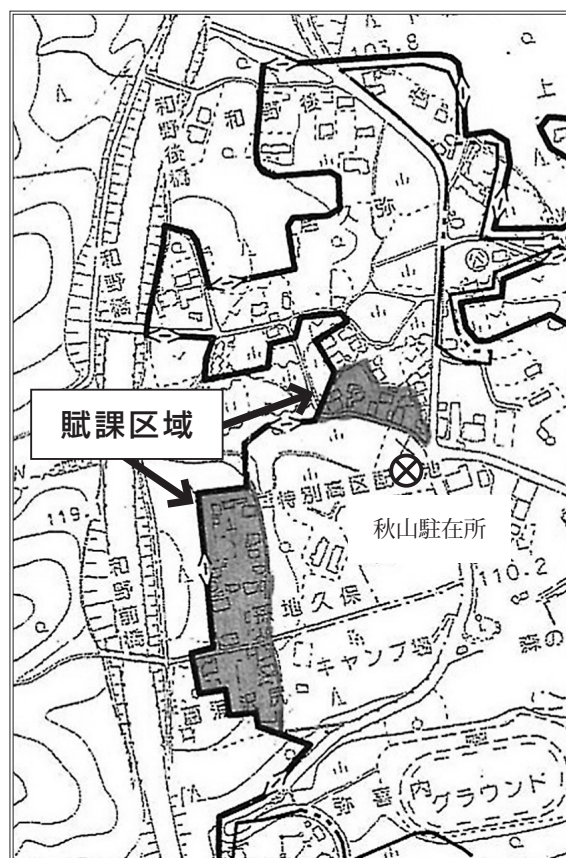
平成29年度から、秋山及び石滝の各一部が下水道事業受益者負担金の賦課区域となる予定です。この賦課区域内の土地所有者や借地者の皆様には、下水道事業受益者負担金を納付していただくことになります。

つきましては、賦課区域関係者に対する説明会を次のとおり開催しますので、対象となる人はぜひご出席をお願いします。

なお、対象となる土地所有者の人には、下水道事業受益者申告書を2月上旬に発送する予定です。

日 時	3月5日(日) 10:30~11:30
会 場	高萩市総合福祉センター(春日町3-10)

《区域図1：秋山》



《区域図2：石滝》



※下水道事業受益者負担金制度について

下水道事業受益者負担金制度は、公共下水道を利用することができるようになった区域内の土地所有者や借地者から土地の面積に応じて負担金を納めていただく制度です。道路・山林・農地等には、申請に基づき減免や徴収猶予の適用があります。

○問合せ 日立・高萩広域下水道組合 総務課 ☎0294-39-5595
工務課 ☎0294-39-5596

寒さから水道管を守りましょう！

水道管は、気温が低くなると凍結・破損の可能性が高くなります。普段使用していない蛇口などは特に注意が必要です。給水装置は、お客様の所有物であるため、破損した場合の修理費用はお客様の負担となりますので、次のことに注意し凍結などの対策をお願いします

- ①露出している管は、保温材や毛布などで保護をお願いします。水抜きがある場合は、水抜きをしておいてください。
- ②発砲スチロールを細かくしたものと梱包材などは、保温材の代わりになりますので、それらを水道メーターボックスの中に入れて保温をお願いします。

○問合せ 水道課(高萩市水道お客様センター) ☎22-3652